

平成28年9月26日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第46号 草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第47号 草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第48号 草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第49号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めること  
について

議第46号

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年9月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

#### 草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津アミカホール条例施行規則(平成4年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条、第7条第2項および第9条」を「第4条、第6条第2項および第8条」に改める。

第4条を削る。

第5条第2項第1号中「ホール、リハーサル室および楽屋(和室・洋室)ならびにこれらと同時に使用する施設」を「ホールおよびこれと同時に使用する施設」に、「6月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで」を「12月前の日の属する月から使用日の14日前の日まで」に改め、同項第2号中「文化教室(1・2)および研修室」を「文化教室(1・2)、研修室およびリハーサル室」に、「3月前」を「6月前」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号中「第5条第1項関係」を「第4条第1項関係」に改める。

別記様式第2号中「第5条第3項関係」を「第4条第3項関係」に改める。

#### 付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立草津アミカホール条例施行規則（平成4年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立草津アミカホール(以下「アミカホール」という。)の管理を行わせる場合においては、<u>第4条、第6条第2項および第8条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（使用許可申請等）</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立草津アミカホール(以下「アミカホール」という。)の管理を行わせる場合においては、<u>第5条、第7条第2項および第9条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 <u>アミカホールの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ホール、文化教室、研修室等の施設(以下「施設」という。)および付属設備の使用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>一般庶務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他アミカホールの管理運営に関すること。</u></p> <p>（使用許可申請等）</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

改正後 (案)	現行
<p>2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>ホールおよびこれと同時に使用する施設</u> 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の<u>12月前の日の属する月から使用日の14日前の日まで</u></p> <p>(2) <u>文化教室(1・2)、研修室およびリハーサル室</u> 使用日の<u>6月前の日から使用日の3日前の日まで</u></p> <p>3 第1項の申請書の提出があったときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。</p> <p><u>第5条～第10条</u> (略)</p> <p><u>別記様式第1号(第4条第1項関係)</u> (略)</p> <p><u>別記様式第2号(第4条第3項関係)</u> (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>ホール、リハーサル室および楽屋(和室・洋室)ならびにこれらと同時に使用する施設</u> 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の<u>6月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで</u></p> <p>(2) <u>文化教室(1・2)および研修室</u> 使用日の<u>3月前の日から使用日の3日前の日まで</u></p> <p>3 第1項の申請書の提出があったときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。</p> <p><u>第6条～第11条</u> (略)</p> <p><u>別記様式第1号(第5条第1項関係)</u> (略)</p> <p><u>別記様式第2号(第5条第3項関係)</u> (略)</p>

## 草津市立草津アマカホール条例施行規則（抄）

### （趣旨）

第1条 この規則は、草津市立草津アマカホール条例(平成3年草津市条例第34号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （指定管理者による管理）

第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立草津アマカホール(以下「アマカホール」という。)の管理を行わせる場合においては、第5条、第7条第2項および第9条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

### （開館時間および休館日）

### （分掌事務）

第4条 アマカホールの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業に関すること。
- (2) ホール、文化教室、研修室等の施設(以下「施設」という。)および附属設備の使用に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) その他アマカホールの管理運営に関すること。

### （使用許可申請等）

第5条 施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール、リハーサル室および楽屋(和室・洋室)ならびにこれらと同時に使用する施設使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。

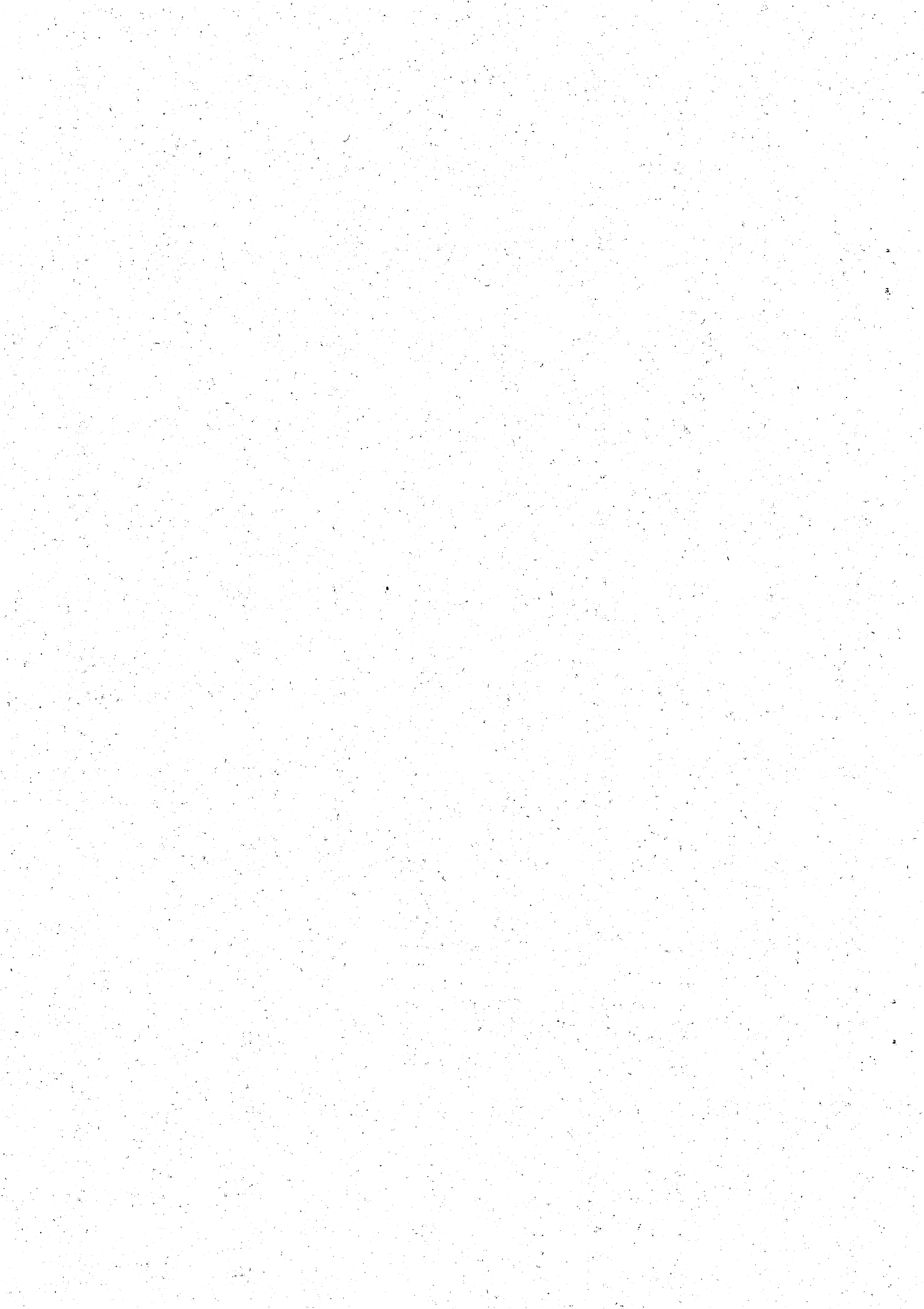
以下「使用日」という。)の6月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで

(2) 文化教室(1・2)および研修室 使用日の3月前の日から使用日の3日前の日まで

3 第1項の申請書の提出があつたときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

### 付 則

この規則は、平成4年5月6日から施行する。





議第4.7号

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年9月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津クリアホール条例施行規則（平成26年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「リハーサル室」を「展示ホール」に、「10日前」を「14日前」に改め、同項第2号中「展示ホール」を「リハーサル室」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日までに、従前の規則に基づき使用許可申請されたものについては、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

草津市立草津クリアホール条例施行規則（平成26年教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（使用許可申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、<u>展示ホール</u>およびこれらと同時に使用する施設 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の12月 前の日の属する月から使用日の<u>14日前</u>の日まで</p> <p>(2) 和室、練習室および<u>リハーサル室</u> 使用日の6月前の日から 使用日の3日前の日まで</p> <p>3 （略）</p> <p>第5条～第10条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（使用許可申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、<u>リハーサル室</u>およびこれらと同時に使用する施設 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の12 月前の日の属する月から使用日の<u>10日前</u>の日まで</p> <p>(2) 和室、練習室および<u>展示ホール</u> 使用日の6月前の日から 使用日の3日前の日まで</p> <p>3 （略）</p> <p>第5条～第10条（略）</p>

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の日までに、従前の規則に基づき使用許可申請されたものについては、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。</u></p>	

## 草津市立草津クリアホール条例施行規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市立草津クリアホール条例(平成26年草津市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請等）

第4条 施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市立草津クリアホール使用許可申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) ホール、リハーサル室およびこれらと同時に使用する施設 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の12月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで

(2) 和室、練習室および展示ホール 使用日の6月前の日から使用日の3日前の日まで

3 第1項の申請書の提出があったときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、草津市立草津クリアホール使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

議第48号

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年9月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則（昭和47年草津市教育委員会規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立教育集会所設置条例施行規則（昭和47年草津市教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第9条（略）                      （使用の申請および許可）                      第10条 条例第8条第1項に規定する使用許可を受けようとするものは、使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の前日の（休館日および休日を除く。）正午までの間に集会所使用許可申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。                      2（略）                      第11条～第15条（略）                      付 則                      この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第9条（略）                      （使用の申請および許可）                      第10条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとするものは、使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の前日の（休館日および休日を除く。）正午までの間に集会所使用許可申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。                      2（略）                      第11条～第15条（略）</p>



## 草津市立教育集会所設置条例施行規則（抄）

### （趣旨）

第1条 この規則は、草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （使用の申請および許可）

第10条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の前日の（休館日および休日を除く。）正午までの間に集会所使用許可申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の使用許可申請書の提出があつたときは、その使用の目的、内容その他を検討し、相当と認めたものについては集会所使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

付 則（平成27年4月1日教委規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議第49号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年9月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱する者	備考
市社会教育委員の代表	西川 伸子	

任期 平成28年10月1日～平成29年5月31日

## 草津市立教育研究所規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（草津市立教育研究所運営委員会）

### 第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 園長・所長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 小中学校教員の代表
- (6) 市社会教育委員の代表
- (7) 市PTA連絡協議会の代表
- (8) 市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

平成28年9月26日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 「草津市教育情報化推進懇談会」の開催について

草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則  
草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第47号)  
の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条ただし書」を「第10条ただし書」に改める。

第3条中「第9条第2項ただし書」を「第11条第2項ただし書」に、「第6条」を  
「第8条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第47号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略） （使用料の減免）</p> <p>第2条 草津市立教育集会所設置条例（以下「条例」という。）第10条ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略） （使用料の還付）</p> <p>第3条 条例第11条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額</p> <p>(4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取</p>	<p>第1条（略） （使用料の減免）</p> <p>第2条 草津市立教育集会所設置条例（以下「条例」という。）第8条ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略） （使用料の還付）</p> <p>第3条 条例第9条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額</p> <p>(4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取</p>



改正後 (案)	現行
り消したとき 5割相当額 (5) (略) 2 (略) 付 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	り消したとき 5割相当額 (5) (略) 2 (略)

## 草津市教育情報化推進懇談会開催要綱

## (目的)

第1条 草津市の小中学校におけるICT活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市教育情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

## (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育情報化推進の具体的な実施方法、進捗管理、効果検証等に関すること。
- (2) 教育情報化推進計画の策定に関すること。
- (3) 先進地事例の調査および情報収集に関すること。
- (4) その他教育の情報化に関すること。

## (組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で組織する。

- (1) 政策監
  - (2) 教育部副部長（総括）
  - (3) 総合政策部副部長（情報政策担当）
  - (4) 教育委員会事務局学校政策推進課長
  - (5) 情報教育に精通する者
  - (6) 学識経験を有する者
  - (7) 学校教育の関係者（ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者）
  - (8) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

## (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校政策推進課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

草津市市民参加条例施行規則

別記様式第1号（第11条第1項関係）

審議会等委員名簿

審議会等の名称		草津市教育情報化推進懇談会					
所管課(室)	学校政策推進課	グループ	学校政策推進G	担当	中村真理子	電話	2822
委員氏名		性別	所属名等 (公募委員は公募と記載)	再任の有無	任期		
1	佐々木 亨	男	政策監	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
2	居川 哲雄	男	教育部副部長(総括)	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
3	横江 藤雄	男	総合政策部 情報担当副部長	有	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
4	高井 育夫	男	教育委員会事務局 学校政策推進課長	有	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
5	鈴木 弓子	女	(株)ベネッセ・コーポレーション ICT支援員統括指導員	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
6	高田 秀志	男	立命館大学 情報理工学部 教授	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
7	三上 陽子	女	草津市立志津小学校 教頭	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
8	畑 真子	女	草津市立高穂中学校 教頭	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
9	吉田 圭造	男	公募	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		
10	吉川 真実	女	公募	無	平成28年9月1日 ～平成29年3月31日		